

第26回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年5月30日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

井上利丸，上西勝己，河村貞枝，佐藤隆，杉田洋，西山明己，松本久美子，水谷義則，安田拓人，依田建吾，池上哲朗，恒川由理子，菊池洋一，山下寛

（事務担当者等）

中井彩子，吉田進，田邊正一郎，福本明弘，谷川佳史，松阪茂，林誠治郎，松木慎治，谷村延之

4 議題

DV防止法に基づく保護命令制度について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 議事

ア 前回委員会における意見交換を踏まえての裁判所の取組状況報告

イ DV防止法に基づく保護命令制度についての説明

ウ 意見交換

《発言者；■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

○ 京都市教育委員会，PTA連絡協議会，財団法人の三者で電話相談を運用しているが，つきあっている彼の暴力が多いのでなんとか別れさせたい

というもので、親子の虐待についての相談などの電話があった。

また、相談が特に多いのは平日の午前である。子やパートナーに聞かれたくないで、学校や仕事に行っている時間帯が多いと思われ、午前10時から午後零時の相談が全体の電話の43パーセントとなっている。

相談員は法律等の専門知識や情報はないが、次のしかるべき相談先へつなぐことで、事件や事故を防止する働きをしているのではないかと考えている。

- 医療の現場では、子が父親に虐待を受けている可能性があれば児童相談センターに相談するが、夫婦間の暴力が疑われる場合、本人が否定してしまうとどうしようもない。質問であるが、成人に近い年齢の子が父親から暴力を受けている場合でも保護命令制度の対象となるのか。

- 保護命令制度の対象としては夫婦間の暴力に限定されるので、親子間の暴力は本制度の対象からははずれる。

- 女性が買い物をすごくたくさんして借金を作ってしまったような相談を受けていて、よくよく話を聞いてみるとDVが見え隠れすることがある。もしそのような話があれば、警察やウイングス京都などを案内している。
ところで配偶者等の「等」にはどこまで含まれるのか。デートDVといったものも問題になっているが、そのようなものも対象になるのか。

- 配偶者等の「等」には、内縁、事実婚が含まれる。ご質問のいわゆる付き合っている男女間の暴力になると、保護命令制度における配偶者等には含まれない。

- 保護命令制度は、強力な効果を持つものであって、特に夫婦間の暴力から配偶者を守ることを目的として制定された特別法であり、夫婦間の暴力、しかも身体的な暴力について対象にしており、精神的な暴力は含まない。
- 子が親を見て同じようなことを繰り返すということも聞いたことがある。配偶者等への暴力などが起こらない社会にするためにどのように取り組めばよいかを社会全体で考える時期にあると思われる。
- 顧客の中で夫婦間の暴力が疑われる事例はあるが、こちらとしては顧客に対して、なかなか踏み込んで話を聞けない状況にある。
- 保護命令制度を利用した結果として、根本的な解決につながる割合はどのくらいのものであるのか。
- 保護命令の結果、その後夫婦がどうなったかは裁判所では確認できない。多くのDV被害者の場合、そもそも人に知られたくないところを、裁判手続で事態を公にする決意をした段階で、離婚を決意しており、離婚調停等につながっていくことが多いよう思われる。ただし、保護命令を出してもらった後に、子どものことを考えたりして、配偶者の元に戻ってしまう方もままおられるということなので解決の道のりは遠いこともある。
- 地方裁判所での保護命令制度が最初の入り口であり、その後、家庭裁判所での離婚調停、離婚訴訟、子の面会交流等へと続いていく。

離婚訴訟では、さらに具体的な暴力の態様や保護命令制度の対象にならない精神的な虐待なども争われることが多いので、主張立証が必要になる。

保護命令が出ていても親権者である以上は、原則として面会交流をさせ

なければならないと考えられているので、保護命令をもらった側の配偶者は苦勞することもある。

また、家庭裁判所において、相手方と顔を合わせないようにするために時間をずらすなどの一定の配慮を求めるためには保護命令制度が出ているという情報を提供する必要がある。

裁判所への質問は、保護命令を出した地方裁判所と家庭裁判所と協議や意見交換をしているかという点と審尋等で「なぜこんな決定を出すのか」とか「納得できない」などと苦情を言われて苦慮することはあるのかという点である。

- 前者について、特に協議等の場を設けていない。それは保護命令制度と家庭裁判所での手続は制度趣旨や目的が異なるからである。

後者について、苦慮することはあるが、制度趣旨を説明して御理解いただくほかないと思われる。

- 刑事事件として保護命令違反もたまにはあるが、むしろストレートに配偶者に対する暴行や傷害などの事件が星の数ほどある。夫婦間の暴力事件は非常に難しい。つまり、妻がいざ処分という段階になって、自分の子の父親を罪人にしたくないといって、ためらってしまうことが多いからである。裁判になって証人として証言する直前に、将来が不安になったり、周囲からいろいろと言われて相手を許してしまうケースもある。

裁判所に質問であるが、保護命令制度は法的効果が強い制度であるが、相手方が否認した場合はどのように事実認定するのか。

- 相手方が、一切の暴力をしたことを否認したり、診断書や写真などの証拠もないケースもある。双方の言い分を聞いて決めるということになる。

裁判所が参考にするものの一つとして、警察での主張を取り寄せ、裁判所での主張の内容と一致しているかなどを手がかりにする場合もある。

- 配偶者等への暴力などが無い社会にするためにはどうすればよいか。
 - 男性が女性を、女性が男性を理解して勉強すること、同じようなことを繰り返さないようにすることが大事だと思われる。
 - 子育てでは、自分が育てられたように育てるという言葉があり、虐待をした親に聞いてみると、自分も小さい頃に虐待を受けていたと聞くことがある。家庭内で暴力を見て育った子が、パートナーに対しても暴力を振るってしまうということがあると思われる。
- この問題に対しては警察やDV相談支援センターなどと協力しながら対応しなければならないが、裁判所と関係機関との連携はどのような状況か。
 - 当庁では、2年に1回、DV相談支援センターと意見交換会を実施している。センターや警察からの講師派遣要請に応じることもしている。

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議については、裁判所は中立性が求められ、被害者側にだけ強力なサポートをするには限界があり、制度の説明等をするなど限定的に参加している。
 - DV防止法におけるDVという言葉は、国際的な言葉であるのか。夫婦以外にも、成人の子の親に対する暴力などとは別個のものと扱われるのか。
 - ドメスティックバイオレンスという言葉の意味としては、ご指摘のとおり

り家庭内の暴力となるので，夫婦間以外の暴力も含むと思われるが，保護命令制度において対象としているのは，夫婦間の身体に対する暴力に限定したものとなっている。

- 被害にあわれた方に役に立つ運用を目指したい。関係機関と連絡を密にして参りたい。今後とも支援をよろしくお願ひしたい。

エ 次回のテーマ

大規模地震に対する防災について

オ 次回開催日

平成24年12月4日（火）午後3時

以 上